

公 告

契約担当官陸上自衛隊システム通信・サイバー学校
会計課長 齋藤 浩司

下記のとおり一般競争入札を実施するので、「入札及び契約心得」を承知のうえ参加されたい。

記

1 競争入札に付する事項

(1) 品名等

品名	規格	単位	数量	備考
使用済車両売払い	内訳書及び仕様書のとおり			

(2) 引渡場所 : 神奈川県横須賀市久比里2-1-1 陸上自衛隊久里浜駐屯地

(3) 引渡完了期限 : 代金納付の日から5日以内(令和7年3月31日までに搬出)

2 競争に参加する者に必要な資格に関する事項

(1) 予算決算及び会計令第70条及び第71条の規定に該当しない者

(2) 令和4・5・6年度の全省庁統一資格の有資格者で業種「物品の買受け」のC等級以上に格付けされ、競争参加地域が関東・甲信越地域の競争参加資格を有する者

(3) 防衛大臣官房衛生監、防衛政策局長、防衛装備庁長官又は陸上幕僚長から「装備品等及び役務の調達に係る指名停止等の要領」に基づく指名停止の措置を受けている期間中の者でないこと。

(4) 前号により現に指名停止を受けている者と資本関係又は人的関係のある者であって、当該者と同種の物品の売買又は製造若しくは役務請負について防衛省と契約を行おうとする者でないこと。

(5) 原則、現に指名停止を受けている者の下請負については認めない。ただし真にやむを得ない事由を該当する省指名停止権者が認めた場合には、この限りではない。

(6) 都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除するよう要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

(7) 使用済自動車の再資源化等に関する法律に規定する「引取業」、「フロン類回収業」、「解体業」及び「破砕業」のすべてを満たす者であること。

(8) 他業者に下請けさせる者で、令和7年1月29日(水)までに下請負承認申請書を提出し、契約担当官の承認を受けた者であること。

(9) 下記の書類を令和7年1月29日(水)15時00分までに提出した者であること(FAX及びメール可)

ア 資格審査結果通知書の写し

イ 引取業者及びフロン類回収業者登録通知書の写し

ウ 解体業及び破砕業許可書の写し

エ 下請けさせる者は、下請負承認申請書(原本を提出)

(下請負承認申請書に下請負者の連絡先及び担当者名を記載するものとし、承認するに当たって、下請負承認申請書に記載された下請負者に電話等により確認し、確認ができなかった場合は下請申請を承認しないものとする。)

下請申請確認期間:申請書到着から令和7年1月31日(金)16時00分まで

注意:下請負者として承認された者が、入札に参加することは禁止

オ 仕様書に基づく解体及び破砕の工程予定表(案)(様式は随意とし、官側の作業立会時期、解体、破砕の場所と時期を記載する。)

(10) 入札後契約を締結するまでの間に、都道府県警察から暴力団関係業者として防衛省が発注する工事等から排除する要請があり、当該状態が継続している有資格業者とは契約を行わない。

3 適用する契約条項及び契約条項を示す場所

(1) 不用物品売払契約条項

(2) 陸上自衛隊システム通信・サイバー学校会計課契約班

4 現場説明会・現場確認

現場説明会は実施しない。現場確認については個別調整による対応とする。令和7年1月20日(月)～令和7年1月24日(金)の間で官側は対応するものとし、細部については下記調整先と調整すること。

※ 現場確認については入札参加者は必ず実施してください。

調整先:管理課補給班 由井(ユイ) 連絡先は下記に記載

5 競争執行の日時及び場所

- (1) 日 時 : 令和7年2月5日(水)13時10分から
- (2) 場 所 : 陸上自衛隊システム通信・サイバー学校 1号館1階 会計課入札室

6 入札の方法

- (1) 落札決定に当っては、入札書に記載された金額に当該金額の10%に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。(※「消費税抜き価格」とする。)
- (2) 「暴力団排除に関する誓約事項に定める事項について誓約する。」旨、入札書に記載するものとする。

7 保証金

- (1) 入札保証金 : 免除
ただし、落札者が契約を結ばない場合、落札金額に消費税率を乗じた額を加えた額の100分の5以上を違約金として徴収する。
- (2) 契約保証金 : 免除
ただし、契約者が契約を履行しない場合、契約金額の100分の10以上を違約金として徴収する。

8 遅延賠償損害賠償請求に関する事項

- (1) 自衛隊車両を転売して一般市場に流通させた場合又は外装部品を転売して自衛隊車両と同様の外観を有する車両を一般市場に流通させるに至った場合は、契約金額の10パーセントに相当する金額の違約金を徴収するとともに、実際の損害の額があらかじめ約定した違約金の額を超過する場合には、超過分の損害につき賠償を請求する。また、一般市場に流通させるに至らなかった場合でも、その未遂があった場合には、契約金額の10パーセントに相当する金額の違約金を徴収する。
- (2) 解体証明書及び破碎証明書が履行期限を過ぎても未提出あるいは遅れて提出された場合、並びに証明書に虚偽の記載があることが判明した場合は、契約金額の10パーセントに相当する金額の違約金を徴収する。

9 入札の無効

- (1) 第2項に示す競争に参加する資格を有しない者のした入札
- (2) 入札金額、記名のない入札又はそれらが不鮮明な入札
- (3) 「暴力団排除に関する誓約事項」の誓約に虚偽があった場合の入札
- (4) 現場確認をしていない者の入札
- (5) 下請負として承認された者が行った入札
- (6) その他入札に関する条件に違反した入札

10 落札決定方法

- (1) 総額が予定価格を超えかつ最高の価格をもって入札した者を落札者とする。なお、落札となるべき同価の入札をした者が2人以上ある場合は、くじ引きにより落札者を決定する。
- (2) 予定価格に達しない場合、再度入札を実施する。この際、初度入札で郵便等による入札参加者があった場合の再度入札の時期は、次のとおりとする。
ア 日 時 : 令和7年2月7日(金) 14時30分から
イ 場 所 : 陸上自衛隊システム通信・サイバー学校 1号館1階 会計課入札室

11 契約書の作成

- (1) 落札決定後、遅滞なく陸上自衛隊の所定の様式により不用物品売払契約書を作成する。
- (2) 適用する特約条項:「売払い物品の解体に関する特約条項」、「談合等の不正行為に関する特約条項」、「暴力団排除に関する特約条項」

12 代金納入

- (1) 代金納入日時 落札者と協議の上決定
- (2) 代金納入方法 納入告知書等による

13 その他

- (1) 郵便等による入札参加者は、令和7年2月5日(水)11時00分までに下記連絡先へ必着分のみ有効とする。なお、郵便の入札の際は必ず事前連絡をすること。
再度の入札を郵便等により参加する場合は令和7年2月7日(金)11時00分までに下記連絡先へ必着分のみ有効とする。電報、電話等による入札は認めない。郵便または事前の持参により入札に参加する場合は入札書を内封筒に入れ、会社名・公告番号・件名及び「入札書在中」と朱書きにより明記されたい。
- (2) 代表者でない者が入札する場合、入札時に必ず「委任状」を提出されたい。
- (3) 連絡先 〒239-0828 神奈川県横須賀市久比里2-1-1 陸上自衛隊久里浜駐屯地
入札・契約に関する事項
総務部会計課契約班 (担当:松尾)
TEL 046-841-3300(内線619) FAX (内線368)
売払に関する事項
総務部管理課補給班 (担当:由井)
TEL 046-841-3300(内線637)
- (5) システム通信・サイバー学校ホームページアドレス
<https://www.mod.go.jp/gsdf/sigcsch/index.html>